

一般社団法人島根県臨床検査技師会

組織運営規程

平成 25 年 3 月 5 日 制定

平成 29 年 5 月 28 日 改訂

第 1 章 総 則

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人島根県臨床検査技師会（以下「法人」という）定款に基づき、組織及び運営に関する必要な事項を定める。

第 2 章 役 員

(役員 の 定義)

第 2 条 役員とは、総会で選任された理事及び監事をいう。

(役員候補者の選出)

第 3 条 役員 の 選出は、別に定める役員選任規程による。

(理事の職務及び権限)

第 4 条 理事は、定款第 27 条に基づき、職務を執行する。

2 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4 常務理事は、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。

第 3 章 三役会、理事会及び委員会

(三役会)

第 5 条 三役会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。

2 三役会は、必要最小限度の緊急性をおびた内容のみ決済する。

3 三役会は、必要に応じ随時開催する。

4 三役会の決定事項は、速やかに理事に通知する。

(理事会)

第 6 条 理事会の運営に必要な事項は、定款に定めるもののほか、別に定める理事会運営規程による。

(委員会)

第 7 条 この法人の組織を運営するため、次の委員会を置く。

(1) 役員推薦委員会

(2) 表彰審査委員会

(3) その他必要と認められる委員会

(役員推薦委員会)

第8条 役員推薦委員会は、役員選任規程の定めるところによる。

(表彰審査委員会)

第9条 表彰審査委員会は、表彰規程の定めるところによる。

(委員会)

第10条 定款第52条に基づき委員会を設置することができる。

2 委員会の委員及び定数は、理事会で決議し、会長が委嘱する。

3 委員会の委員長は、理事会で予め指名されている場合を除き、委員の互選により選出する。

第4章 事務局

(事務局)

第11条 定款第53条に基づき、事務局長及び経理部長を配する。

2 事務局長は、会務の運営及び事務処理を統括する。

3 経理部長は、経理を統括する。

4 事務局の運営については、事務局運営細則及び経理規定の定めるところによる。

第5章 専門部

(専門部)

第12条 この法人に次の専門部を置き、担当理事を配し、1名を部長とする。

(1) 総務部

(2) 企画部

(3) 学術部

(4) 経理部

(5) 西部地区

(総務部)

第13条 総務部においては、次の業務を司る。

(1) 定款、細則及び諸規定に関すること

(2) 会務の報告に関すること

(3) 文章の授受、発行に関すること

(4) 会議及び議事録に関すること

(5) 広報に関すること

(6) 啓蒙、宣伝に関すること

(7) 情報公開に関すること

(8) 渉外に関すること

(9) その他、他の主管に属さないこと

(企画部)

第14条 企画部においては、次の業務を司る。

(1) 公益事業に関すること

(2) 組織強化に関すること

(3) 福利厚生に関すること

(4) その他、企画部の目的達成のための事業に関する事

(学術部)

第15条 学術部においては、次の業務を司る。

- (1) 学術研究、調査に関する事
- (2) 研修会、講習会等の開催に関する事
- (3) 国内外の学術他団体との交流に関する事
- (4) 学会企画運営に関する事
- (5) 学会誌発行に関する事
- (6) 精度管理事業に関する事
- (7) その他、学術部の目的達成のための事業に関する事

(経理部)

第16条 経理部においては、次の業務を司る。

- (1) 会計簿の作成に関する事
- (2) 現金の管理保管出納に関する事
- (3) 財政の確立に関する事
- (4) 年度収支予算の編成及び収支決算書作成に関する事
- (5) その他、会計及び資産に関する事

(西部地区)

第17条 西部地区においては、次の業務を司る。

- (1) 西部地区での研修会、講習会等の開催に関する事
- (2) 西部地区の会員及び施設相互の連携を図る事業に関する事
- (3) 西部地区での公益事業に関する事
- (4) その他、西部地区を中心とした事業に関する事

第6章 顧問及び参与

第18条 この法人に、顧問及び参与を置く事が出来る。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、この法人の重要な事項について会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
- 4 その他、顧問及び参与に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第7章 慶弔取扱い

(対象)

第19条 対象は、正会員、名誉会員及びその家族（1親等以内）とする。

- 2 関係団体の参加する慶弔には、会長が必要と認めたときに限り参加する。

(要領)

第20条 会員の死亡の時は、会長、又は会長代理が弔慰を行なうこととし、香典は30,000円とする。また、その時供物をすることができる。

- 2 会員の家族（配偶者及び1親等以内）の死亡については、弔電のみとする。

様式1

- 3 会員の慶儀及び見舞いは、三役会により決定し、理事会に報告する。
- 4 関係団体の参加する慶弔に参加する場合は、三役会により諸事を決定し、理事会に報告する。

第8章 補 則

(取扱い特例)

第21条 この規程により処理できない事項については、理事会で処理する。

(規程の変更)

第22条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用される同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

組織図

一般社団法人 島根県臨床検査技師会 組織体系図

